

**農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する
証明事務等の取扱いについて**

〔 昭和 51 年 7 月 7 日付け 51 構改 B 第 1254 号 〕
農林省構造改善局長通知
最終改正 令和 7 年 3 月 25 日 6 経営第 3153 号

租税特別措置法（以下「措置法」という。）第 70 条の 4 及び第 70 条の 6 の規定による農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予の制度の適用に関し農業委員会等が行う証明事務等の取扱いについては、下記によることとしたので、その運用に遺憾のないようにされるとともに、適正かつ円滑にその事務処理が行われるよう管下都道府県知事を指導されたい。

なお、この取扱いについては、別途本日付けで都道府県知事あて通達済みであるので申し添える。

おって、「農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けるための農業委員会の証明事務について」（昭和 50 年 7 月 14 日付け 50－65、農林省構造改善局農政部農政課長通達）は廃止する。

記

第 1 農業委員会等の証明等を要する事項

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「措置法」という。）第 70 条の 4、第 70 条の 4 の 2、第 70 条の 6、第 70 条の 6 の 2、第 70 条の 6 の 3、第 70 条の 6 の 4 又は第 70 条の 6 の 5 の規定による農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の制度の適用に関し農業委員会（農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）、市町村長、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が証明等を行うことを必要とする事項は、次のとおりである。

1 農業委員会が行うべき証明等

(1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの

ア 農地等（農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地（以下「高度化施設用地」という。）を含む。以下同じ。）、採草放牧地及び準農地（農用地区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地

で、市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、受贈者が贈与を受けたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下 1 の (1) のチ、第 2 の 1 の (11) 及び (15) 並びに第 2 の 2 の (1) において同じ。）をいう。以下同じ。）の贈与をした贈与者が農地等の贈与をした日まで引き続き 3 年以上農業を営んでいた個人に該当する者である旨の証明（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「措置令」という。）第 40 条の 6 第 1 項、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。以下「措置規則」という。）第 23 条の 7 第 3 項第 3 号）

イ 受贈者が贈与者から贈与により農地等を取得した日における年齢が 18 歳以上であること等措置令第 40 条の 6 第 6 項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明（措置令第 40 条の 6 第 6 項、措置規則第 23 条の 7 第 2 項）

ウ 受贈者が贈与者から贈与により取得した農地等のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が同法第 43 条第 2 項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供されているものである旨の証明（措置規則第 23 条の 7 第 3 項第 6 号イ）

エ 受贈者が所有する農地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域の区域外のものに限る。）が農地法第 36 条第 1 項各号に該当する旨の所轄税務署長に対する通知（措置法第 70 条の 4 第 1 項第 1 号、措置令第 40 条の 6 第 10 項、措置規則第 23 条の 7 第 4 項）

オ 受贈者が農地等を農地所有適格法人に出資をした旨及び受贈者が当該農地所有適格法人の常時従事者になると認められる旨の証明（措置法第 70 条の 4 第 1 項第 1 号、措置令第 40 条の 6 第 11 項第 2 号、措置規則第 23 条の 7 第 5 項第 2 号）

カ 受贈者の推定相続人が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が 18 歳以上であること等措置令第 40 条の 6 第 15 項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明（措置法第 70 条の 4 第 6 項、措置令第 40 条の 6 第 15 項、措置規則第 23 条の 7 第 7 項及び第 10 項第 1 号）

キ 推定相続人に対し使用貸借による権利を設定した受贈者が当該権利の設定に係る農地等につき当該推定相続人が営むこととなる農業に従事する見込みであることの証明（措置法第 70 条の 4 第 6 項、措置令第 40 条の 6 第 17 項第 2 号、措置規則第 23 条の 7 第 10 項第 3 号）

ク 措置令第 40 条の 6 第 18 項第 2 号に規定する他の推定相続人等が受贈者か

ら使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が 18 歳以上であること等措置令第 40 条の 6 第 15 項各号に掲げる要件に準ずる要件の全てに該当することの証明（措置令第 40 条の 6 第 18 項第 2 号、措置規則第 23 条の 7 第 11 項）

ケ 措置令第 40 条の 6 第 18 項第 3 号の規定の適用を受けようとする受贈者が推定相続人の使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明（措置令第 40 条の 6 第 18 項第 3 号、措置規則第 23 条の 7 第 14 項）

コ 措置法第 70 条の 4 第 8 項に規定する借受代替農地等のうち措置規則第 23 条の 7 第 19 項第 3 号の異動により高度化施設用地に該当することとなった土地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置令第 40 条の 6 第 25 項、措置規則第 23 条の 7 第 20 項第 3 号）

サ 措置法第 70 条の 4 第 15 項第 3 号に規定する農地のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置規則第 23 条の 7 第 23 項第 2 号）

シ 措置法第 70 条の 4 第 16 項第 3 号に規定する代替農地等のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されるものである旨の証明（措置規則第 23 条の 7 第 24 項第 2 号）

ス 措置法第 70 条の 4 第 17 項第 3 号に規定する農地のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置規則第 23 条の 7 第 25 項第 2 号）

セ 受贈者が贈与により取得した農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け（措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けをいう。以下(1)、2 の(1)、第 2 の 1 の(1)及び(8)から(15)まで並びに第 2 の 2 の(6)から(11)までにおいて同じ。）若しくは特定貸付け（措置法第 70 条の 4 の 2 第 1 項に規定する貸付けをいう。以下(1)、2 の(1)、第 2 の 1 の(8)から(16)まで及び第 2 の 2 の(12)から(14)までにおいて同じ。）を引き続き行っている旨及び当該農地等につき措置規則第 23 条の 7 第 42 項第 2 号に規定する異動により高度化施設用地に該当することとなった土地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置法第 70 条の 4 第 27 項、措置令第 40 条の 6 第 63 項、措置規則第 23 条の 7 第 42 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号並びに第 23 条の 7 の 2 第 10 項）

ソ 受贈者が措置法第 70 条の 4 第 6 項の規定の適用を受けた者で同項の農地等について使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続きその推定相続人（措置令第 40 条の 6 第 18 項第 2 号に規定する他の推定相続人等を含む。以下ソにおいて同じ。）に使用させている場合において、当該推定相続人が

当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該受贈者が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明（措置法第 70 条の 4 第 27 項、措置令第 40 条の 6 第 63 項、措置規則第 23 条の 7 第 42 項第 1 号）

タ 贈与により取得した農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該農地等について所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用又は耕作の放棄（農地法第 36 条第 1 項の規定による協議の勧告（当該農地が農業振興地域の区域外に所在する場合には、措置令第 40 条の 6 第 10 項の規定による通知）があったことをいう。以下同じ。）があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知。なお、エの規定による通知を行った場合は、本通知は不要とする（措置法第 70 条の 4 第 36 項、措置規則第 23 条の 7 第 43 項）

チ 準農地について、当該準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後 10 年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況についての所轄税務署長への通知（措置法第 70 条の 4 第 37 項、措置規則第 23 条の 7 第 44 項）

ツ 受贈者が営農困難時貸付け（営農困難時貸付けを行っていた農地等（以下（1）、2 の（1）、第 2 の 1 の（12）、（14）及び（15）並びに第 2 の 2 の（8）から（11）までにおいて「営農困難時貸付け農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅（措置法第 70 条の 4 第 23 項に規定する権利消滅をいう。以下同じ。）があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合には、当該貸付けを行った受贈者が農地法第 3 条第 1 項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日の証明（当該貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨。）（措置法第 70 条の 4 第 22 項、第 23 項第 2 号又は第 4 号、措置令第 40 条の 6 第 53 項、第 54 項及び第 57 項、措置規則第 23 条の 7 第 35 項第 3 号、第 37 項第 1 号イ及び第 40 項）

テ 営農困難時貸付け農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けが、農地中間管理事業（機構法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のために行われたものである場合（機構法第 18 条第 1 項に規定する農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）又は福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 17 条の 25 第 1 項に規定する農用地利用集積等促進計画（以下「福島特措促進計画」という。）の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該営農困難時貸付けにつき農地法第 3 条第 1 項第 14 号の 2 の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日の証明（措置法第 70 条の 4 第 22 項、第 23 項第 2 号又は第 4 号、措置令第 40 条の 6 第 53 項、第 54 項及び第

57 項、措置規則第 23 条の 7 第 37 項第 2 号ロ(3)及び第 40 項)

ト 営農困難時貸付農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が当該営農困難時貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第 70 条の 4 第 23 項第 2 号及び第 4 号、措置令第 40 条の 6 第 54 項及び第 57 項、措置規則第 23 条の 7 第 37 項第 3 号及び第 40 項）

ナ 受贈者の行った特定貸付け（特定貸付けを行っていた農地等（以下(1)、2 の(1)及び第 2 の 2 の(14)において「特定貸付農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けにつき農地法第 3 条第 1 項第 14 号の 2 の届出を受理した旨及び当該届出の受理年月日の証明（措置法第 70 条の 4 の 2 第 1 項、第 3 項及び第 5 項、措置令第 40 条の 6 の 2 第 1 項、第 2 項及び第 5 項、措置規則第 23 条の 7 の 2 第 2 項第 1 号、第 4 項第 1 号及び第 7 項）

ニ 特定貸付農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が当該特定貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第 70 条の 4 の 2 第 3 項及び第 5 項、措置令第 40 条の 6 の 2 第 2 項及び第 5 項、措置規則第 23 条の 7 の 2 第 4 項第 2 号及び第 7 項）

ヌ 受贈者が、農用地区域内にある農地等について、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 7 条第 1 号に規定する事業（以下「特例事業」という。）のために譲渡した場合（促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該譲渡につき農地法第 3 条第 1 項第 13 号の届出を受理した旨の証明（措置法第 70 条の 4 第 1 項第 1 号、措置令第 40 条の 6 第 11 項第 4 号、措置規則第 23 条の 7 第 5 項第 4 号イ）

ネ 平成 17 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間に受贈者から使用貸借による権利の設定を受け、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号。以下「平成 17 年改正措置令」という。）附則第 33 条第 3 項各号に掲げる要件の全てに該当する農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」という。）が合併により消滅し、又は分割をした場合における法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 12 号に規定する合併法人（以下「合併法人」という。）又は同条第 12 号の 3 に規定する分割承継法人（以下「分割承継法人」という。）である農地所有適格法人が平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項各号に掲げる要件の全てに該当する特定農地所有適格法人であることの証明（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法

律第 21 号) 附則第 55 条第 9 項、平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項各号、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成 17 年財務省令第 37 号。以下「平成 17 年改正措置規則」という。) 附則第 14 条第 21 項第 2 号)

ノ 平成 7 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間に受贈者から使用貸借による権利の設定を受け、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成 7 年政令第 158 号。以下「平成 7 年改正措置令」という。) 附則第 28 条第 3 項各号に掲げる要件に該当した農地所有適格法人(以下「旧特定農地所有適格法人」という。) が合併により消滅し、又は分割をした場合における合併法人又は分割承継法人である農地所有適格法人が平成 7 年改正措置令附則第 28 条第 3 項各号に掲げる要件の全てに該当する旧特定農地所有適格法人であることの証明(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成 7 年法律第 55 号。以下「平成 7 年改正法」という。) 附則第 36 条第 4 項、平成 7 年改正措置令附則第 28 条第 3 項各号、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成 7 年大蔵省令第 33 号。以下「平成 7 年改正措置規則」という。) 附則第 14 条第 6 項第 2 号)

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

ア 特例農地等(相続又は遺贈により取得した農地、採草放牧地及び準農地(農用地域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、相続人が相続又は遺贈により取得をしたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下ア及びソにおいて同じ。) のうち相続税の申告書に納税猶予の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものをいう。以下同じ。) とされた農地、採草放牧地及び準農地を有していた被相続人が、当該農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものである旨の証明(措置令第 40 条の 7 第 1 項第 1 号、措置規則第 23 条の 8 第 3 項第 3 号)

イ 相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地及び採草放牧地について農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者等措置令第 40 条の 7 第 2 項各号に掲げる者のいずれかに該当する者である旨の証明(相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地又は採草放牧地の全てについて特定貸付け(措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する貸付けをいう。以下(2)、2 の(2)、第 2 の 1 の(20)、

- (26)、(30)及び(33)並びに第2の2の(30)、(31)及び(33)において同じ。)
- 又は認定都市農地貸付け等(措置法第70条の6の4第2項2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付けをいう。以下(2)、2の(2)、第2の1の(26)、(28)、(33)、(36)及び(37)並びに及び第2の2の(22)、(38)及び(39)において同じ。)を行っている場合には、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っているものと認められる者である旨の証明(措置令第40条の7第2項、第40条の7の3第4項及び第40条の7の5第5項、措置規則第23条の8第1項)
- ウ 特例農地等のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明(措置規則第23条の8第3項第8号イ)
- エ 農業相続人(イの証明を受けた者をいう。以下同じ。)が所有する農地(農業振興地域の区域外のものに限る。)が農地法第36条第1項各号に該当する旨の所轄税務署長に対する通知(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第9項、措置規則第23条の8第4項)
- オ 農業相続人が特例農地等を農地所有適格法人に出資をした旨及び農業相続人が当該農地所有適格法人の常時従事者になると認められる旨の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項第1号)
- カ 措置令第40条の7第19項第2号に規定する他の推定相続人等が農業相続人から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第15項各号に掲げる要件に準ずる要件の全てに該当することの証明(措置令第40条の7第19項第2号、措置規則第23条の8第7項)
- キ 措置令第40条の7第19項第3号の規定の適用を受けようとする農業相続人が、推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明(措置令第40条の7第19項第3号、措置規則第23条の8第9項)
- ク 措置法第70条の6第10項に規定する借受代替農地等のうち措置規則第23条の8第14項において準用する同規則第23条の7第19項第3号の異動により高度化施設用地に該当することとなった土地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明(措置令第40条の7第25項、措置規則第23条の8第15項)
- ケ 措置法第70条の6第19項において準用する同法第70条の4第15項第3号に規定する農地のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物

栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明(措置規則第 23 条の 8 第 18 項)

コ 措置法第 70 条の 6 第 20 項第 3 号に規定する代替特例農地等のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されるものである旨の証明 (措置規則第 23 条の 8 第 19 項)

サ 措置法第 70 条の 6 第 21 項において準用する措置法第 70 条の 4 第 17 項第 3 号に規定する農地のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明 (措置規則第 23 条の 8 第 20 項)

シ 農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け (措置法第 70 条の 6 第 28 項に規定する営農困難時貸付けをいう。以下(2)、2 の(2)、第 2 の 1 の(20)、(26)、(30)及び(31)並びに第 2 の 2 の(24)、(26)及び(28)において同じ。)、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を引き続き行っている旨及び当該特例農地等につき措置規則第 23 条の 8 第 32 項第 2 号に規定する異動により高度化施設用地に該当することとなった特例農地等がある場合には、当該特例農地等が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明(措置法第 70 条の 6 第 32 項、措置令第 40 条の 7 第 63 項、措置規則第 23 条の 8 第 32 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号、第 23 条の 8 の 2 第 4 項並びに第 23 条の 8 の 4 第 9 項)

ス 農業相続人が措置令第 40 条の 7 第 2 項第 2 号に該当する者で同号の農地等について使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続き同号に規定する推定相続人に使用させている場合において、当該推定相続人が当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該農業相続人が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明 (措置法第 70 条の 6 第 32 項、措置令第 40 条の 7 第 63 項、措置規則第 23 条の 8 第 32 項第 1 号)

セ 特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用又は耕作の放棄等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知 (措置法第 70 条の 6 第 41 項、措置規則第 23 条の 8 第 33 項)

ソ 準農地について、当該準農地に係る相続税の申告書の提出期限後 10 年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況についての所轄税務署長への通知 (措置法第 70 条の 6 第 42 項、措置規則第 23 条の 8 第 34 項)

タ 農業相続人が営農困難時貸付け (営農困難時貸付けを行っていた農地 (以

下(2)、2の(2)、第2の1の(31)並びに第2の2の(24)、(25)、(28)及び(29)において「営農困難時貸付農地等」という。)に耕作の放棄又は権利消滅があったため新たに行った営農困難時貸付けを含む。)を行なった場合には、当該営農困難時貸付けを行なった農業相続人が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日の証明(当該営農困難時貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨。)(措置法第70条の6第28項、措置令第40条の7第57項、措置規則第23条の8第28項。以下チ及びツにおいて同じ。)

チ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が新たに行なった営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものである場合(当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。)には、当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項同項第14号の2の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日の証明

ツ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が当該営農困難時貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明

テ 農業相続人の行った特定貸付け(特定貸付けを行っている農地等(以下(2)、2の(2)、第2の1の(20)及び第2の2の(33)において「特定貸付農地等」という。)に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行なった特定貸付けを含む。)が、農地中間管理事業のために行われたものである場合(当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。)には、当該特定貸付けにつき農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及び当該届出の受理年月日の証明(措置法第70条の6の2第1項及び第3項、措置令第40条の7の2第1項、第4項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項第1号イ及び第3項)

ト 特定貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が当該特定貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明(措置法第70条の6の2第3項、措置令第40条の7の2第4項及び第5項、措置規則第23条の8の2第3項)

ナ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、特例事業のために譲渡した場合(促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。)には、当該譲渡につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項第2号イ)

ニ 農業相続人が措置法第70条の6の4第2項第3号に規定する農園用地貸

付け（市民農園整備促進法（平成２年法律第４４号）第７条第１項又は第５項の規定による認定に係るものを除き、認定都市農地貸付け等を行っている農地（以下ヌ、２の(2)ト及びナ、第２の１の(36)及び(37)並びに第２の２の(38)及び(39)において「貸付都市農地等」という。）に耕作の放棄（措置法第７０条の６の４第３項に規定する認定の取消しを含む。以下ヌ、２の(2)のト及びナ、第２の１の(36)並びに第２の２の(38)及び(39)において同じ。）、権利消滅（措置法第７０条の６の４第２項第３号ロに掲げる貸付けにあっては、当該農園用地貸付けを行っている農地における同号に規定する貸付規程に基づく最後の貸付けに係る権利消滅。以下ヌ、２の(2)のト及びナ、第２の１の(36)並びに第２の２の(38)及び(39)において同じ。）又は同条第５項第１号に規定する契約の解除、同項第２号に規定する承認の取消し及び認定の取消し、同項第３号に規定する事由の発生若しくは協定の廃止（以下ヌ、２の(2)のト及びナ、第２の１の(36)並びに第２の２の(38)及び(39)において「契約の解除等」という。）があったために、新たに行った農園用地貸付けを含む。以下ヌまでに於いて同じ。）を行った場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第７０条の６の４第１項、第４項及び第６項、措置令第４０条の７の４第１項、第４項、第５項、第６項及び第７項、措置規則第２３条の８の４第２項第１号ロ(1)、(2)若しくは(3)及び第７項）

(ア) 当該農園用地貸付けが、措置法第７０条の６の４第２項第３号イに掲げるものである場合には、同号イの地方公共団体又は農業協同組合が農園用地貸付けを行っている農地（以下(イ)及び(ウ)において「農園用地貸付農地」という。）における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第５８号。以下「特定農地貸付法」という。）第３条第３項の承認を受けた旨及び当該承認を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行った年月日

(イ) 当該農園用地貸付けが、措置法第７０条の６の４第２項第３号ロに掲げるものである場合には、農業相続人が当該農園用地貸付農地における特定農地貸付法第３条第３項の承認を受けた旨及び当該承認を受けた年月日並びに当該承認の申請書に特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第３６号）第１条第２項各号に掲げる事項が記載された特定農地貸付法第２条第２項第５号イに規定する貸付協定が添付された旨並びに当該農園用地貸付農地における措置法第７０条の６の４第２項第３号ロに規定する貸付規程に基づく最初の貸付けを行った年月日

(ウ) 当該農園用地貸付けが、措置法第７０条の６の４第２項第３号ハに掲げる

ものである場合には、同号ハの地方公共団体又は農業協同組合以外の者が当該農園用地貸付農地における都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「都市農地貸借円滑化法」という。）第 11 条において準用する特定農地貸付法第 3 条第 3 項の承認を受けた旨及び当該承認を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行った年月日

ヌ 貸付都市農地等につき耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった場合において、農業相続人が当該貸付都市農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第 70 条の 6 の 4 第 3 項、第 4 項及び第 6 項、措置令第 40 条の 7 の 4 第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項、措置規則第 23 条の 8 の 4 第 4 項及び第 7 項）

2 市町村長、農地中間管理機構、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が行うべき証明等

(1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの

証 明 事 項 等	証 明 等 を 行 う べ き 者
ア 受贈者が贈与を受けた農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該受贈者から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明（措置法第 70 条の 4 第 1 項、措置令第 40 条の 6 第 4 項、措置規則第 23 条の 7 第 1 項）	市町村長
イ 贈与により取得した農地等について、農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号。以下「改正農地法」という。）附則第 7 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）の規定に基づき草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明（措置令第 40 条の 6 第 11 項第 3 号、措置規則第 23 条の 7 第 5 項第 3 号イ）	都道府県知事
ウ 贈与により取得した農地等について、草地利用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定に係る農地等の買取りをした旨及び当該設定又は買取りに係る旧農地法第 75 条の	当該設定を受け又は当該買取りをした市町村長又は農

2 第 1 項に規定する土地所有者等が当該農地等を他の者と ともに共同利用する旨の証明（措置令第 40 条の 6 第 11 項 第 3 号、措置規則第 23 条の 7 第 5 項第 3 号ロ）	業協同組合
エ 贈与により取得した農地等について、農地法その他の法 令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の 行為をしたことにより、当該農地等につき所有権の移転、 使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、 転用、耕作の放棄又は買取りの申出等（以下「権利の移転 等」という。）があったことを知った場合におけるこれら の事実が生じた旨の所轄税務署長又は国税庁長官への通知 （措置法第 70 条の 4 第 36 項、措置規則第 23 条の 7 第 43 項）	市町村長 都道府県知事 農林水産大臣
オ 受贈者が農業に従事することを不可能にさせる故障とし て農林水産大臣が定めるものを有するに至った旨の認定 （措置法第 70 条の 4 第 22 項、措置令第 40 条の 6 第 51 項 第 4 号、租税特別措置法施行令の規定に基づき、農林水産 大臣が財務大臣と協議して定める農業に従事することを不 可能にさせる故障に係る基準（平成 25 年 4 月 1 日農林水産 省告示第 803 号。以下「告示」という。））	市町村長
カ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があつ たために、新たに行った営農困難時貸付けが、農地中間管 理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが促 進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われ たものである場合を除く。）には、営農困難時貸付けを行 った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第 70 条の 4 第 23 項第 2 号及び第 4 号、措置令第 40 条の 6 第 54 項及び第 57 項、措置規則第 23 条の 7 第 37 項第 2 号ロ(3)及び第 40 項）	農地中間管理機構
キ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があつ たために、新たに行った営農困難時貸付けが、促進計画又 は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合に は、当該促進計画又は福島特措促進計画を公告した旨及び 当該公告の年月日の証明（措置法第 70 条の 4 第 23 項第 2 号及び第 4 号、措置令第 40 条の 6 第 54 項及び第 57 項、措 置規則第 23 条の 7 第 37 項第 2 号ロ(1)、(2)及び第 40 項）	公告をした者 （都道府県知事、 市町村長） 、福島県知事
ク 受贈者が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕	農地中間管理機構

作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。)を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等(農地中間管理事業を実施している地域に存する場合に限る。)について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間(新たな営農困難時貸付けを行う場合は、1月間)を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことの証明(措置法第70条の4第22項、第23項第2号及び第4号、措置令第40条の6第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の7第35項第4号イ、第37項第1号ロ(1)及び第40項)	
ケ 受贈者が営農困難時貸付け(営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。)を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等が、農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合には、その旨の証明(措置法第70条の4第22項、第23項第2号又は第4号、措置令第40条の6第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の7第35項第4号ロ、第37項第1号ロ及び第40項)	市町村長
コ 営農困難時貸付農地等(農地中間管理事業を実施している地域に存する場合に限る。)において耕作の放棄又は権利消滅があり、受贈者が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるために申請をする場合は、当該営農困難時貸付農地等について贈与者から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの(措置法第70条の4第23項第3号、措置令第40条の6第55項、措置規則第23条の7第39項第1号)	農地中間管理機構
サ 営農困難時貸付農地等(農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合に限る。)において耕作の放棄又は権利消滅があり、受贈者が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるために申請をする場合は、当該営農困難時貸付農地等が農地中間管理事業を実施している地域に存しない旨の証明(措置法第70条の4第23項第3号、措置令第40条の6第55項、措置規則第23条の7第39項第2号)	市町村長

シ 受贈者の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われた貸付けである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第70条の4の2第1項、第3項及び第5項、措置令第40条の6の2第1項、第2項及び第5項、措置規則第23条の7の2第2項第1号、第4項第1号及び第7項）	農地中間管理機構
ス 受贈者の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた貸付けである場合には、当該計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の4の2第1項、第3項及び第5項、措置令第40条の6の2第1項、第2項及び第5項、措置規則第23条の7の2第2項第2号、第3号、第4項第1号並びに第7項）	公告をした者 （都道府県知事、市町村長）、福島県知事
セ 特定貸付農地等において耕作の放棄又は権利消滅があり、受贈者が1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みがあることの承認を受けるために税務署長に申請する場合には、当該特定貸付農地等について受贈者から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの（措置法第70条の4の2第4項及び第8項、措置令第40条の6の2第3項及び第7項、措置規則第23条の7の2第6項及び第8項）	農地中間管理機構
ソ 受贈者が、農用地区域内にある農地等について、特例事業のために譲渡した場合（促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該農地等について、当該事業のために買入れを行った旨及び当該買入れの年月日の証明（措置法第70条の4第1項第1号、措置令第40条の6第11項第4号、措置規則第23条の7第5項第4号イ）	農地中間管理機構
タ 受贈者が、農用地区域内にある農地等について、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の4第1項第1号、措置	公告をした者 （都道府県知事、市町村長）、福島県知事

令第40条の6第11項第4号、措置規則第23条の7第5項第4号ロ及びハ)	
チ 受贈者が、農用地区域内にある農地等について、特例事業のために譲渡した場合には、当該農地等が農用地区域内にある旨の証明（措置法第70条の4第1項第1号、措置令第40条の6第11項第4号、措置規則第23条の7第5項第4号）	市町村長
ツ 認定法人（平成17年改正措置令附則第33条第3項第1号イの「認定法人」をいう。以下同じ。）に係る農業経営改善計画の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から2月を経過する日までに、新たに基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画に係る認定法人の名称及び所在地、有効期間が満了した農業経営改善計画に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第5項第2号、平成17年改正措置規則附則第14条第7項各号）	市町村長
テ 認定特定農業法人（平成17年改正措置令附則第33条第3項第1号ロの「認定特定農業法人」をいう。以下同じ。）に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から2月を経過する日までに、新たに基盤強化法第23条第1項の認定を受けた特定農用地利用規程に係る認定特定農業法人の名称及び所在地、当該認定特定農業法人が基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人である旨、有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた特定農用地利用規程の当該認定の日及び当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第5項第3号、平成17年改正措置規則附則第14条第9項各号）	市町村長
ト 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から2月を経過する日までに、新たに基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画に係る認定法人の名称及び所在地、有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日（平成	市町村長

17 年改正措置令附則第 33 条第 5 項第 4 号、平成 17 年改正措置規則附則第 14 条第 11 項第 1 号)	
---	--

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

証 明 事 項 等	証 明 等 を 行 う べ き 者
ア 相続人が相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該相続人から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明（措置法第 70 条の 6 第 1 項、措置令第 40 条の 7 第 5 項、措置規則第 23 条の 8 第 2 項）	市町村長
イ 特例農地等について、旧農地法の規定に基づき草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明（措置令第 40 条の 7 第 10 項、措置規則第 23 条の 8 第 5 項）	都道府県知事
ウ 特例農地等について、草地利用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定に係る特例農地等の買取りをした旨及び当該設定又は買取りに係る旧農地法第 75 条の 2 第 1 項に規定する土地所有者等が当該特例農地等を他の者とともに共同利用する旨の証明（措置令第 40 条の 7 第 10 項、措置規則第 23 条の 8 第 5 項）	当該設定を受け又は当該買取りをした市町村長又は農業協同組合
エ 特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき権利の移転等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長又は国税庁長官への通知（措置法第 70 条の 6 第 41 項、措置規則第 23 条の 8 第 33 項）	市町村長 都道府県知事 農林水産大臣
オ 農業相続人が農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が定めるものを有するに至った旨の認定（措置法第 70 条の 6 第 28 項、措置令第 40 条の 7 第 55	市町村長

項、告示) カ 農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合には、営農困難時貸付農地等（農地中間管理事業を実施している地域に存する場合に限る。）について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後１年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合には、１月間）を経過する日まで当該相続人から引き続き申込みを受けていたことを証するもの（措置法第 70 条の 6 第 28 項、措置令第 40 条の 7 第 57 項、措置規則第 23 条の 8 第 28 項。以下キからケまで同じ。）	農地中間管理機構
キ 農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等が農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合には、その旨の証明	市町村長
ク 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について行う新たな営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、営農困難時貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明	農地中間管理機構
ケ 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について行う新たな営農困難時貸付けが、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、当該計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明	公告をした者 （都道府県知事、市町村長）、福島県知事
コ 営農困難時貸付農地等（農地中間管理事業を実施している地域に存する場合に限る。）において耕作の放棄又は権利消滅があり、農業相続人が１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申請をする場合は、当該営農困難時貸付農地等について農業相続人から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの	農地中間管理機構
サ 営農困難時貸付特例農地等（農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合に限る。）において耕作の放棄	市町村長

又は権利消滅があり、農業相続人が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長の承認を受けるために申請をする場合は、当該営農困難時貸付特例農地等が農地中間管理事業を実施している地域に存しない旨の証明	
シ 農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われた貸付けである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第70条の6の2第1項及び第3項、措置令第40条の7の2第1項、第4項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項第1号イ及び第3項）	農地中間管理機構
ス 農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた貸付けである場合には、当該計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の6の2第1項及び第3項、措置令第40条の7の2第1項、第4項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項第1号ロ、ハ及び第3項）	公告をした者 （都道府県知事、市町村長）、福島県知事
セ 措置法第70条の6の2第2項に規定する旧法猶予適用者（特例農地等のうちに相続等により取得をした日において都市営農農地等（措置法第70条の4第2項第4号に規定する都市営農農地等をいう。以下同じ。）を有しないものに限る。）が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、その特例農地等のうちに相続等により取得した日において市街化区域内農地等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にあるものを除く。以下テにおいて「市街化区域内農地等」という。）であるものを有する場合には、その特例農地等が同日において当該市街化区域内農地等である旨及び当該特例農地等の明細を記載した書類（措置法第70条の6の2第1項、措置令第40条の7の2第1項、措置規則第23条の8の2第2項第2号）	市町村長

ソ 特定貸付農地等において耕作の放棄又は権利消滅があり、農業相続人が1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長の承認を受けるために申請をする場合は、当該特定貸付農地等について農業相続人から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの（措置法第70条の6の2第3項、措置令第40条の7の2第4項及び第5項、措置規則第23条の8の2第3項）	農地中間管理機構
タ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、特例事業のために譲渡した場合（促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該特例農地等について、当該事業のために買入れ又は譲渡を行った旨及び当該買入れ又は譲渡の年月日の証明（措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項第2号イ）	農地中間管理機構
チ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項第2号ロ及びハ）	公告をした者 （都道府県知事、 市町村長） 、福島県知事
ツ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、特例事業のために譲渡した場合には、当該特例農地等が農用地区域内にある旨の証明（措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項第2号）	市町村長
テ 農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。）が有する特例農地等のうちに市街化区域内農地等がある場合には、当該農地等が当該市街化区域内農地等である旨の証明（措置法第70条の6第31項、措置規則第23の8第3項第8号ハ）	市町村長
ト 農業相続人が措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け（貸付都市農地等に耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があったために、新たに行った認定都市農地貸付けを含む。）を行った場合には、都市農	市町村長

地貸借円滑化法第4条第1項に規定する申請者が認定都市農地貸付けを行っている農地に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及び当該認定を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該認定都市農地貸付けを行った年月日の証明(措置法第70条の6の4第1項及び第3項、措置令第40条の7の4第1項、第2項及び第3項、措置規則第23条の8の4第2項第1号イ及び第4項)	
ナ 農業相続人が措置法第70条の6の4第2項第3号に規定する農園用地貸付け(市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受け、同法第11条第1項の規定により、特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けたものとみなされる場合に限り、貸付都市農地等に耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があったために、新たに行った農園用地貸付けを含む。)を行った場合には、次に掲げる貸付けの区分に応じそれぞれ次に定める証明(措置法第70条の6の4第1項、第4項及び第6項、措置令第40条の7の4第1項、第4項、第5項、第6項及び第7項、措置規則第23条の8の4第2項第1号ロ(4)及び第7項) (ア) 措置法第70条の6の4第2項第3号イ又はハの貸付け 当該農園用地貸付けを行っている農地を借り受けた者が当該認定を受けた旨及び当該認定を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行った年月日の証明 (イ) 措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付け 農業相続人が当該認定を受けた旨及び当該認定を受けた年月日並びに当該貸付けにつき特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第1条第2項各号に掲げる事項が記載された特定農地貸付法第2条第2項第5号イに規定する貸付協定を当該貸付都市農地等の所在地の市町村と締結している旨並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行っている農地における措置法第70条の6の4第2項第3号ロに規定する貸付規程に基づく最初の貸付けを行った年月日の証明	市町村長
ニ 旧法猶予適用者(都市農地貸借円滑化法の施行日前に措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている者をいい、特例農地等のうちに相続等により取得をした日におい	市町村長

て都市営農農地等を有しないものに限る。)が、措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、その特例農地等のうちに相続等により取得した日において市街化区域内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にあるものを除く。)であるものを有する場合には、その特例農地等が同日において当該市街化区域内農地等である旨及び当該特例農地等の明細を記載した書類(措置法第70条の6の4第1項、措置令第40条の7の4第1項、措置規則第23条の8の4第2項第2号)	
--	--

第2 証明等の事務処理に当たって留意すべき事項

1 農業委員会が行うべき証明等関係

(1) 第1の1の(1)のア、イ及びウの証明関係

ア 贈与者が措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するか否か及び受贈者が措置令第40条の6第6項第3号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」(昭和50年11月4日付け直資2-224、直審5-32、徴管2-65国税庁長官通達(以下「国税庁長官通達」という。))の記の70の4-6に留意するとともに、贈与者が贈与の日まで引き続き3年以上農業を営んでいたか否か及び受贈者が引き続き3年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の70の4-7及び70の4-11に留意すること。

イ 農地等の確認に当たっては、国税庁長官通達の記の70の4-1及び70の4-12に留意するとともに、国税庁長官通達の記の70の4-7に規定する経営移譲を受けた者に農地を贈与する場合には、その農地の取扱いについて、国税庁長官通達の記の70の4-12の2に留意すること。

ウ 受贈者が「租税特別措置法施行令第40条の6第6項第4号の効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを定める件」(平成28年3月31日農林水産省告示第897号。以下「基準告示」という。)第1号及び第2号に掲げる要件を満たしていることを証明する際、受贈者が贈与を受けた農地等が所在する市町村と受贈者が基準告示第1号に規定する農業経営改善計画の認定又は基準告示第2号に規定する青年等就農計画の認定を行った市町村が異なる場合は、これらの認定を行った市町村からこれらの認定に関する情報の提供を受け、証明することとする。

また、受贈者が基準告示第3号に掲げる要件を満たしていることを証明す

る際、受贈者が受贈した農地等が存する市町村以外でも農業経営を行っている場合、他の農業委員会から受贈者が経営する農地の面積等の必要な情報の提供を受けることとする。

エ 第 1 の 1 の (1) のア及びイの証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式 1 号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」によること。

オ 第 1 の 1 の (1) のア及びイの証明の際、現に受贈者が告示に定める障害又は事由のいずれかに該当している場合については、(12)のエに留意し、受贈者が心身に何らかの障害を有している場合には、本人又はその家族等からその障害又は事由に係る事情を聴取する等して、当該受贈者が農地等の取得後に農業に継続的に従事することができるか否かを判断する必要があること。

なお、告示に定める障害又は事由のいずれかに該当する可能性がある場合には、身体障害者手帳の写し、医師の診断書その他その障害又は事由の具体的な内容を確認できる書類の提示や提出を求め、営農困難時貸付けに係る故障の認定に関して、後日市町村長から照会があった場合に備え、第 1 の 1 の (1) のア及びイの証明に係る書類とともに適切に保管すること。

カ 第 1 の 1 の (1) のウの証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われていることを確認の上、別紙様式 2 号「農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明書」により証明を行うこと。

なお、農地法第 43 条第 1 項の届出が受理されているものの農作物栽培高度化施設の設置に係る工事に着手していない場合にも当該証明を要することに留意すること。

(2) 第 1 の 1 の (1) のエの通知関係

第 1 の 1 の (1) のエの通知を行う場合には、別紙様式 3 号「農地法第 36 条第 1 項各号に該当する旨の通知書」によること。

また、税務署長に対して通知した場合には、適用者に対してその旨通知すること。

(3) 第 1 の 1 の (1) のオの証明関係

この証明を行うに当たっては、受贈者が農地所有適格法人に出資をするための農地法第 3 条の許可があったこと及び当該受贈者がその年齢、就業状態等からみて、当該農地所有適格法人の常時従事者となると認められるか否かを確認の上、別紙様式 4 号「農地等の出資等に係る証明書」により証明を行うこと。

(4) 第 1 の 1 の (1) のカ及びキの証明関係

ア 第 1 の 1 の (1) のカの証明を行う場合において、推定相続人が使用貸借による権利の設定を受けた日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の 70 の 4－42 に留意するとと

もに、推定相続人が措置令第40条の6第15項第3号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、国税庁長官通達の記の70の4－6に留意すること。

イ 第1の1の(1)のキの証明を行うに当たっては、受贈者がその年齢、就業状態等からみて、推定相続人が営むこととなる農業に従事する見込みであるか否かを確認の上、証明を行うこと。

ウ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式5号「推定相続人等に関する適格者証明書」によること。

(5) 第1の1の(1)のクの証明関係

(4)のアに準じて取り扱うこととし、証明書の様式は別紙様式6号「贈与税・相続税の納税猶予に係る他の推定相続人等に関する適格者証明書」によること。

(6) 第1の1の(1)のケの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該受贈者が推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したことを確認の上、別紙様式7号「農業経営を開始したと認められる旨の証明書」により証明を行うこと。

(7) 第1の1の(1)のコからスまでの証明関係

(1)のカに準じて取り扱うこと。

(8) 第1の1の(1)のセの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該受贈者が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを引き続き行っていることを確認の上、別紙様式8号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」、別紙様式9号「引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書」又は別紙様式19号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」により証明を行い、農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明を行うに当たっては、(1)のカに準じて取り扱うこと。

イ 措置法第70条の4第1項に規定する受贈者の贈与により取得した農地等が災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地に該当することとなった場合にあっては、その土地は、その者の農業の用に供している農地等に該当するものとして取り扱うことに留意すること（国税庁長官通達の記の70の4－12）。

(9) 第1の1の(1)のソの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該推定相続人が使用貸借による権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っていること及び当該受贈者が当該推定相続

人の営む当該農地等に係る農業に従事していることを確認の上、別紙様式 10 号「引き続き農業経営を行っている等の証明書」により証明を行うこと。

(10) 第 1 の 1 の (1) のタの通知関係

ア 措置法第 70 条の 4 第 36 項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知った場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき農業委員会が、例えば次の行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

(ア) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可

(イ) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による届出の受理

(ウ) 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 6 条第 1 項第 1 号に基づく農地等の利用関係の調整

(エ) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 97 条による交換分合

なお、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可（市街化区域内にあっては届出）なく転用又は転用のための権利移動を行ったことを知った場合にあっては、この通知を行うことに留意すること。

イ 農業委員会は、この通知事務の的確な処理を図るため別紙様式 1 号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」の控えをもって年次別に「贈与税の納税猶予に係る農地等整理台帳」を作成し保管するものとし、アに掲げる行為をしたことにより当該納税猶予に係る農地等につき権利の移転等があったことを知った場合及び所轄税務署から次の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式 11 号による索引簿を備え付けることが望ましい。

(ア) 納税猶予の申告に係る農地等のうちに納税猶予の適用のある農地等に該当しないものがある旨の通知

(イ) 納税猶予の申告に係る事案が、納税猶予の規定に該当しない旨の通知

(ウ) 受贈者が納税猶予の規定の適用を受ける農地等の譲渡等をした後、代替農地等を取得した旨の通知

(エ) 納税猶予に係る贈与税の額の全部について猶予期限が確定した旨の通知

(オ) 納税猶予の規定の適用を受けることとなった受贈者に関する事項についての通知

(カ) 営農困難時貸付けの規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった受贈者に関する事項についての通知

(キ) 特定貸付けの規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった受贈者に関する事項についての通知

ウ 農業委員会は、アに掲げる行為をした場合には、イの台帳により当該行為

に係る農地等が納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるときは、別紙様式 12 号「農地等の異動事実の通知書」により所轄税務署長に通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否かを確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨（エ）に該当する場合には、その旨並びに当該地上権の範囲及び目的）を通知書の摘要欄に記載すること。

（ア）農地法第 2 条第 2 項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

（イ）水田の裏作の目的に供するために行う貸付け

（ウ）権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以後の日に定められているもの

（エ）民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の 2 第 1 項の地上権の設定があった場合において当該農地等が引き続き耕作（農地法第 43 条第 1 項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）又は養畜の用に供されているもの

（オ）独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）の規定に基づく経営移譲年金（以下単に「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下単に「特例付加年金」という。）の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による権利の設定に係る農地法第 3 条第 1 項の規定による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から他の農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又はしようとしているとき。

（カ）営農困難時貸付け又は特定貸付けに係るもの

（11）第 1 の 1 の（1）のチの通知関係

納税猶予の規定の適用を受ける準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後 10 年を経過することとなる場合は、所轄税務署長からあらかじめ農業委員会に対し、当該準農地の明細及び当該準農地の受贈者について連絡があるので、当該連絡を受けた農業委員会は、速やかに、現地調査を実施して当該準農地の利用の形態その他の現況を確認の上、当該 10 年を経過する日から 1 月を経過する日までに、別紙様式 13 号「準農地の現況等に関する通知書」により所轄税務署長に通知すること。

（12）第 1 の 1 の（1）のツの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けに該当するためには、次の全てを満たす必要があることに留意すること（措置法第 70 条の 4 第 22 項、措置令第 40 条の 6 第 51 項及び第 52 項）。

- (ア) 受贈者が、措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態であること
 - (イ) 措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等について次の a 又は b の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（民法第 269 条の 2 第 1 項の地上権の設定を除く。）に基づく貸付けを行ったこと
 - a 措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等が、農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合における貸付け
 - b 受贈者が、措置法第 70 条の 4 の 2 第 1 項に規定する貸付けの申込みを行った日後 1 年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該 1 年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における貸付け
- イ アの(ア)に規定する「当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態」とは、贈与税の申告書の提出期限後において、受贈者に次のいずれかの事由が生じている状態をいう（措置令第 40 条の 6 第 51 項）。
- (ア) 精神障害者保健福祉手帳（障害等級が 1 級であるもの）の交付を受けていること
 - (イ) 身体障害者手帳（身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級であるもの）の交付を受けていること
 - (ウ) 要介護認定（要介護状態区分が 5 のもの）を受けていること
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるものを除くほか、贈与税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が定めるもの（以下「告示に定める故障」という。）を有するに至ったことについて、市町村長の認定を受けていること
- ウ 贈与税の申告書の期限において既にイの(ア)、(イ)又は(ウ)に該当している者は、贈与税の申告書の提出期限後において、受贈者に次のいずれかの事由が生じた場合に営農困難時貸付けを行うことができることに留意すること。
- (ア) 既に身体障害者手帳（身体上の障害の程度が 2 級であるもの）の交付を受けていた者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が 1 級に変更された場合
 - (イ) 既に身体障害者手帳（身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級であるもの）の交付を受けていた者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である障害が新たに記載された場合
 - (ウ) 既にイに該当している者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、新たに当該受贈者にイに掲げる事由が生じた場合

エ 贈与税の申告期限において既に告示に定める障害又は事由を有している者については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後に、その該当している障害の程度が重くなった場合、告示に定める他の障害若しくは事由が新たに生じた場合又はイの(ア)、(イ)若しくは(ウ)に該当することとなった場合を除き、営農困難時貸付けを行うことはできないことに留意すること。

オ 「農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日」の証明は、当該許可の申請者に対して交付する当該許可に係る指令書又はその写し（以下「農地法第3条許可書等」という。）により行うこととし、また、「当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項の許可を受けることを要しない旨」の証明は、別紙様式14号「農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書」により行うこと。

カ アの(ア)の状態にある受贈者が措置法第70条の4の2第1項に規定する貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行った場合については、特定貸付けの特例が適用されることとなることに留意すること。

キ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の6第53）。

ク アの(イ)のaに規定する場合は、ケに規定する貸付けの申込みを行うことなく、措置法第70条の4の2第1項に規定する貸付け以外の貸付けを行うことができる。

ケ アの(イ)のbに規定する場合は、農地中間管理機構に対して、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る措置法第70条の4の2第1項に規定する貸付けの申込みが当該申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けができない場合（措置令第40条の6第52項第2号）。

コ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行う場合には、ケに規定する貸付けの申込みを継続して行う期間が、「当該申込みを行った日後1月を経過する日まで」に短縮されることに留意すること（措置令第40条の6第62項）。

(13) 第1の1の(1)のテの証明関係

この証明は、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第14条第1項に定める受理通知書又はその写し（以下「農地法第3条届出受理通知書」という。）によるものとする。

当該営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(1)のキに定める当該計画につき

公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(14) 第 1 の 1 の (1) の ト の 証明 関係

この証明を行うに当たっては、現地調査により申請者が営農困難時貸付農地等の用に供されていた農地等について自ら営農を開始していることを確認の上、証明書の様式は、別紙様式 15 号「農業の用に供した旨の証明書（営農困難時貸付け）」により証明を行うこと。

(15) 第 1 の 1 の (1) の ナ の 証明 関係

ア 特定貸付けの対象となる農地又は採草放牧地とは、農地中間管理事業を実施している地域に存する農地又は採草放牧地に限られることに留意すること。また、次に掲げる農地等は特定貸付けの対象とはならないことに留意すること。

(ア) 準農地である農地等

(イ) 措置令第 40 条の 6 第 66 項第 2 号又は第 3 号に掲げる敷地又は用地である農地等

(ウ) 措置法第 70 条の 4 第 6 項（年金特例）の規定の適用を受ける農地等

(エ) 措置法第 70 条の 4 第 8 項（借換特例）に規定する貸付特例適用農地等

(オ) 措置法第 70 条の 4 第 18 項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定等に基づく貸付けの対象となっている農地等

(カ) 措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている農地等

イ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合に、受贈者が、当該営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第 70 条の 4 の 2 第 1 項に規定する貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第 70 条の 4 の 2 の規定の適用はないことに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、農地法第 3 条届出受理通知書により行うものとする。

エ 当該特定貸付けが、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の (1) の ス に定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

オ この証明を行うに当たっては、受贈者が行った特定貸付けごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第 40 条の 6 の 2 第 2 項。(16)において同じ。）

(16) 第 1 の 1 の (1) の 二 の 証 明 関 係

この証明を行うに当たっては、(6)に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式 20 号「農業の用に供した旨の証明書（特定貸付け）」により証明を行うこと。

(17) 第 1 の 1 の (1) の ヌ の 証 明 関 係

ア この証明を行うに当たっては、農地法第 3 条届出受理通知書により行うものとする。

イ 当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の (1) の タ に定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(18) 第 1 の 1 の (1) の ネ の 証 明 関 係

ア この証明を行う場合において、農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人と認められるか否かを判断するに当たっては、「農地法関係事務処理要領」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）の別紙 1 の様式例第 1 号の 1 の別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」又は事務処理要領の別紙 1 の様式例第 5 号の 1 「農地所有適格法人要件報告書」により確認するとともに、特定農地所有適格法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(ア) 特定農地所有適格法人が認定法人又は認定特定農業法人に該当しているか否か。

(イ) 受贈者が農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役（当該農地所有適格法人が認定法人である場合にあっては、代表権を有する者であること）となっているか否か（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項第 2 号）。

(ウ) 受贈者が農地所有適格法人の農地法第 2 条第 3 項第 2 号ホに規定する常時従事者である組合員、社員又は株主であって、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各区分に定める要件を満たすものであるか否か（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項第 3 号）。

(i) 認定法人の組合員、社員又は株主である場合 当該認定法人の行う農地法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する農業に従事する日数が 1 年間のうち 150 日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が 1 年間のうち 60 日以上であること（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項第 3 号イ）。

(ii) 認定特定農業法人の組合員、社員又は株主である場合 当該認定特定

農業法人の行う農地法第2条第3項第1号に規定する農業に従事する日数が1年間のうち別紙様式14号の別紙により算出した日数（最短で60日最長で150日）以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が1年間のうち60日以上であること（平成17年改正措置令附則第33条第3号ロ）。

イ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式16号「特定農地所有適格法人に関する証明書」によること。

(19) 第1の1の(1)のノの証明関係

ア この証明を行う場合において、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人と認められるか否かを判断するに当たっては、事務処理要領の別紙1の様式例第1号の1の別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」又は事務処理要領の別紙1の様式例第5号の1「農地所有適格法人要件報告書」により確認するとともに、旧特定農地所有適格法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(ア) 受贈者が農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役となっており、かつ、代表権を有すること（平成7年改正措置令附則第28条第3項第1号）。

(イ) 受贈者が、1年間のうちに農地所有適格法人の行う農地法第2条第3項第1号に規定する農業に従事する日数が150日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に主として従事すると認められる農地所有適格法人の常時従事者である組合員、社員又は株主となっていること（平成7年改正措置令附則第28条第3項第2号）。

イ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式17号「旧特定農地所有適格法人に関する証明書」によること。

(20) 第1の1の(2)のア、イ及びウの証明関係

ア 「農業を営んでいた個人」及び「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」については、国税庁長官通達の記の70の6-4、70の6-5、70の6-6、70の6-8及び70の6-10に留意するとともに、特に次に留意すること。

(ア) 「農業を営んでいた個人」には措置令第40条の7第1項に規定する者のほか、次のaからdまでに掲げる者を含むことに留意すること。

- a 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行っていた受贈者
- b 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行っていた農業相続人
- c 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた者。

- d 措置法第 70 条の 6 の 5 第 1 項に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っていた者
- (イ) 「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」には、措置令第 40 条の 7 第 2 項に規定する者のほか、次の a から c までに掲げる者を含むことに留意すること。
 - a 措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けを行っていた受贈者であって、贈与者の死亡により、特例農地等が措置法第 70 条の 5 第 1 項の規定により当該贈与者から相続等により取得した者とみなされる者
 - b 相続等により取得した農地等について、相続税の申告期限までに措置法第 70 条の 6 の 3 第 1 項に規定する特定貸付けにより貸付けを行っている農業相続人
なお、特定貸付農地等を相続等により取得し、相続後においても当該特定貸付けを継続させる場合には、農業相続人と当該特定貸付農地等の借受者との間で新たに特定貸付けを行い直す必要はない。
 - c 相続等により取得した農地について、相続税の申告期限までに措置法第 70 条の 6 の 5 第 1 項に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っている農業相続人
- イ 相続人が被相続人からの相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地につき、相続税の申告書の提出期限（相続の開始を知った日の翌日から 10 ヶ月）までに農業経営を開始しその後引き続き当該農業経営を行うと認められるか否かの判断は次により行うこと。
 - (ア) 相続人が相続開始前から農業に従事していた場合には、それまでの農業に従事した実績、その農業経営の状況、農業経営に対する意欲及び能力等からみて引き続き農業経営を行うものと認められるか否か。
 - (イ) 相続人が相続開始前から継続して農業に従事していなかった場合には、農地及び採草放牧地につき農業経営を開始し、現に耕作又は養畜の事業を行っているか否か、又は相続税の申告期限までに住居を移転し、若しくは職業を転換する等農業経営を開始し、かつ継続するために必要となる措置を講じ若しくは講ずる見込みがあると認められるか否か並びに農業経営に対する意欲及び能力等からみて引き続き農業経営を行うものと認められるか否か。
 - (ウ) 措置令第 40 条の 7 第 2 項に規定する「農業経営」とは、経営規模の大小、経営形態にかかわらず被相続人からの相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地につき耕作又は養畜の事業を営むことをもって足りるものであり、相続人が専業であると兼業であるとを問わないものであること。

ウ 農地等の確認に当たっては、国税庁長官通達の記の 70 の 6－1 及び 70 の 6－13 に留意するとともに、被相続人の死亡の日前に、当該被相続人が所有する農地等に関し当該被相続人の親族に農業経営が移譲されている場合には、その農地の取扱いについて、国税庁長官通達の記の 70 の 6－13 の 2 に留意すること。

エ 第 1 の 1 の (2) のア及びイの証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式 18 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」によること。

オ 第 1 の 1 の (2) のウの証明を行うに当たっては、(1) のカに準じて取り扱うこと。

(21) 第 1 の 1 の (2) のエの証明関係

(2) に準じて取り扱うこと。

(22) 第 1 の 1 の (2) のオの証明関係

(3) に準じて取り扱うこと。

(23) 第 1 の 1 の (2) のカの証明関係

(5) に準じて取り扱うこと。

(24) 第 1 の 1 の (2) のキの証明関係

(6) に準じて取り扱うこと。

(25) 第 1 の 1 の (2) のクからサまでの証明関係

(7) に準じて取り扱うこと。

(26) 第 1 の 1 の (2) のシの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該農業相続人が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を引き続き行っていることを確認の上、別紙様式 8 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」又は別紙様式 9 号「引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書」、別紙様式 19 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」若しくは別紙様式 21 号「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書」により証明を行い、農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明を行うに当たっては、(1) のカに準じて取り扱うこと。

イ 措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する農業相続人の相続により取得した農地等が災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地に該当することとなった場合にあっては、その土地は、その者の農業の用に供している農地等に該当するものとして取り扱うことに留意すること（国税庁長官通達の記の 70 の 6－13 の 3）。

(27) 第 1 の 1 の (2) のスの証明関係

(9)に準じて取り扱うこと。

(28) 第 1 の 1 の (2) の セ の 証明関係

ア (10)に準じて取り扱うこと。

イ 所轄税務署長から認定都市農地貸付け等の規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった相続人に関する事項についての通知があった場合にも、その都度、「相続税の納税猶予に係る農地等整理台帳」の補正を行うこと。

ウ 当該通知に係る事案が認定都市農地貸付け等に係るものである場合にも、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(29) 第 1 の 1 の (2) の ソ の 証明関係

(11)に準じて取り扱うこと。

(30) 第 1 の 1 の (2) の タ の 証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第 70 条の 6 第 28 項に規定する営農困難時貸付けに該当するためには、次の全てを満たす必要があることに留意すること（措置法第 70 条の 6 第 28 項、措置令第 40 条の 7 第 55 項及び第 56 項）。

(ア) 農業相続人が、特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態であること

(イ) 特例農地等について、次の a 又は b の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けを行ったこと

a 特例農地等が、農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合の貸付け

b 特定貸付けの申込みを行った日後 1 年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該 1 年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における貸付け

イ アの(ア)に規定する「当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態」は、(12)のイからエまでに準じて取り扱うこと。

ウ 農業相続人がアの(ア)の状態である場合にあっても、特例農地等について措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けに位置付けられ、営農困難時貸付けには当たらないことに留意すること。

エ アの(イ)の a に規定する「特例農地等が、農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合」は、(12)のクに準じて取り扱うこと（措置令第 40 条の 7 第 56 項）。

オ アの(イ)の b に規定する「措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する貸付けの申込みを行った日後 1 年を経過する日までに当該貸付けを行うことができ

なかった場合」は、(12)のケ及びコに準じて取り扱うこと（措置令第40条の7第56項及び第62項）。

カ 「農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日」の証明は、農地法第3条許可書等により行うこととし、また「当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項の許可を受けることを要しない旨」の証明は、別紙様式14号「農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書」により行うこと。

キ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の7第57項。以下(32)までにおいて同じ。）。

(31) 第1の1の(2)のチの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、(30)のアからオまでに準じて判断すること。

イ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合には、当該営農困難時農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項に規定する貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第70条の6第28項の規定が適用される営農困難時貸付けとして取り扱われることに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、農地法第3条届出受理通知書により行うものとする。

エ 当該営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のケに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(32) 第1の1の(2)のツの証明関係

(14)に準じて取り扱うこと。

(33) 第1の1の(2)のテの証明関係

ア 措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けの対象となる農地又は採草放牧地とは、農地中間管理事業を実施している地域に存する農地又は採草放牧地に限られることに留意すること。また、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とはならないことに留意すること。

(イ) 準農地である特例農地等

(ロ) 措置令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等

(ウ) 措置法第 70 条の 6 第 9 項（年金特例）の規定の適用を受ける特例農地等
(エ) 措置法第 70 条の 6 第 10 項（借換特例）に規定する貸付特例適用農地等
(オ) 措置法第 70 条の 6 第 22 項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定等に基づく貸付けの対象となっている特例農地等

(カ) 措置法第 70 条の 6 第 28 項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等

(キ) 認定都市農地貸付け等の対象となっている特例農地等

イ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合に、当該営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第 70 条の 6 第 28 項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第 70 条の 6 の 2 の規定の適用はないことに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、農地法第 3 条届出受理通知書により行うものとする。

エ 当該特定貸付けが、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の (2) のスに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

オ この証明を行うに当たっては、特定貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第 40 条の 7 の 2 第 4 項及び第 5 項。（34）において同じ。）。

(34) 第 1 の 1 の (2) のトの証明関係

この証明を行うに当たっては、(6)に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式 20 号「農業の用に供した旨の証明書（特定貸付け）」により証明を行うこと。

(35) 第 1 の 1 の (2) のナの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、農地法第 3 条届出受理通知書により行うものとする。

イ 当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の (2) のチに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(36) 第 1 の 1 の (2) のニの証明関係

ア 認定都市農地貸付け等の対象となる農地とは、生産緑地地区内に所在するもので、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条（同法第 10 条の 5 の

規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされていないもの、かつ、同法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされていないものに限られることに留意すること。また、次に掲げる特例農地等は認定都市農地貸付け等の対象とはならないことに留意すること。

(7) 採草放牧地又は準農地である特例農地等

(イ) 措置令第40条の7第71項第2号又は第3号(措置令第40条の7の4第10項において読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる敷地又は用地である特例農地等

(ウ) 措置法第70条の6第9項(年金特例)の規定の適用を受ける特例農地等

(エ) 措置法第70条の6第10項(借換特例)に規定する貸付特例適用農地等

(オ) 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等

(カ) 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等

(キ) 措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けの対象となっている特例農地等

イ 別紙様式22号「農園用地貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。また、証明を行うに当たっては、契約書の写し等により事実確認を行うこととし、措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けである場合には、特定農地貸付法第3条第3項の承認(都市農地貸借円滑化法第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を含む。)の申請書に同号ロに規定する貸付協定が添付されたものであることの確認を行うこと。

ウ 農園用地貸付けが市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けたものである場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のナに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

エ この証明を行うに当たっては、行った貸付けごと(措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げる貸付けを行った場合には、同号ロに規定する貸付規程ごと)に行わなければならないことに留意すること(措置令第40条の7の4第1項、第4項、第5項、第6項及び第7項。(37)において同じ。))。

オ 農業委員会は、耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった貸付都市農地等について農業相続人から新たな農園用地貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式23号「貸付申込書(農園用地貸付け)」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとし、提出された貸付申込書に収受印を押印したものを農業相続人の控えとして返却すること。なお、当該農園用地貸付けが市民

農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定に係るものである場合には、この貸付申込書ではなく、第2の2の(34)のエに定める市町村長への貸付申込書が必要となることに留意すること。

(37) 第1の1の(2)のヌの証明関係

この証明を行うに当たっては、(6)に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式24号「農業の用に供した旨の証明書（貸付都市農地等）」により証明を行うこと。

その他処理上の留意事項

ア 農業委員会の開催日等との関連をも考慮して、証明書の交付が贈与税若しくは相続税の申告書又は納税猶予を継続するための届出書の提出期限内に行われるよう処理の迅速化に努めること。

イ 農地等の所在の関係から2以上の農業委員会に証明申請書が提出されている場合は、これらの農業委員会における証明に当たっては、相互に連絡を取りつつ処理すること。

ウ 農業委員会は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けようとする者について、経営移譲年金又は特例付加年金を受給するための裁定が行われた場合には、裁定通知書（裁定が却下された場合にあっては、却下の通知書）の写しをその者の住所地を管轄する所轄税務署長に裁定又は却下の日の属する年の翌年1月31日までに送付すること。

エ 昭和50年における措置法の一部改正前に規定されていた贈与税の納期限の特例措置の適用を受けていた農地等については、当該納期限の特例措置は、それ以後も効力を有することとされているが、その場合の事務の取扱いは、贈与税の納税猶予の特例措置の事務の取扱いに準ずるものとするので留意すること。

オ 昭和50年における措置法の一部改正前に贈与税の納期限の特例措置の適用を受けていた農地等について、経営移譲年金を受給するため、贈与者の死亡の日前に推定相続人に対し、使用貸借による権利を設定した者についても、当該措置が継続されることとなっているが、その場合の事務の取扱いは、贈与税の納税猶予の特例措置の事務の取扱いに準ずるものとするので留意すること。

カ 改正農地法の施行日前に改正農地法第2条による改正前の基盤強化法（以下「旧基盤強化法」という。）に基づき行っていた次に掲げる貸付けは、措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けに該当することに留意すること。

(ア) 旧基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために都道府県農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人（同法第

5条第2項第4号ロの規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。)をいう。)に対し行っていた貸付け(ウ)に該当するものを除く。)

(イ) 旧基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために旧市町村農地保有合理化法人(同法第7条第1項の承認を受けた法人(同法第6条第3項の規定により農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者に限る。)をいう。以下同じ。)に対し行っていた貸付けのうち、次のいずれかに該当するもの(ウ)に該当するものを除く。)

a 旧市町村農地保有合理化法人が、改正農地法附則第12条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされている旧農地売買等事業(旧基盤強化法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業をいう。)を実施している場合における当該貸付け

b 旧市町村農地保有合理化法人が、基盤強化法第11条の9第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程(同項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。)の承認を受けている場合における当該貸付け

(ウ) 旧基盤強化法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行っていた貸付け

キ 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)の第1条による改正前の基盤強化法に基づき、同法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために農地保有合理化法人(同法第7条第1項の承認を受けた法人(同法第5条第2項第4号ロの規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。)をいう。)に対し行っていた貸し付けは、措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けに該当することに留意すること。

ク 改正農地法の施行日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けていた農業相続人(以下このクにおいて「旧法猶予適用者」という。)についても、当該適用を受ける特例農地等について特定貸付けを行った場合には納税猶予の期限が確定しないことに留意すること。ただし、特定貸付けを行った旧法猶予適用者については、それぞれの相続開始時点における租税特別措置法の関係規定ではなく、その特定貸付けを行った時点における租税特別措置法(以下このクにおいて「改正後の租税特別措置法」という。)が適用されることにより、特例農地等に係る猶予税額の免除事由等は全て改正後の租税特別措置法の規定によることに留意すること。

ケ 都市農地貸借円滑化法の施行日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けていた農業相続人(以下このケにおいて「旧法猶予適用者」という。)についても、当該適用を受ける特例農地等について認定都市農地貸付け等を行った

場合には納税猶予の期限が確定しないことに留意すること。ただし、認定都市農地貸付け等を行った旧法猶予適用者については、それぞれの相続開始時点における租税特別措置法の関係規定ではなく、その認定都市農地貸付け等を行った時点における租税特別措置法（以下このケにおいて「改正後の租税特別措置法」という。）が適用されることにより、特例農地等に係る猶予税額の免除事由等は全て改正後の租税特別措置法の規定によることに留意すること。

コ 基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）の施行日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けていた農業相続人（以下このコにおいて「旧法猶予適用者」という。）についても、当該適用を受ける特例農地等について特定貸付けを行った場合には納税猶予の期限が確定しないことに留意すること。ただし、特定貸付けを行った旧法猶予適用者については、それぞれの相続開始時点における租税特別措置法の関係規定ではなく、その特定貸付けを行った時点における租税特別措置法（以下このコ及びサにおいて「改正後の租税特別措置法」という。）が適用されることにより、特例農地等に係る猶予税額の免除事由等は全て改正後の租税特別措置法の規定によることに留意すること。

サ 基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）の施行日以後に同法附則第５条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられた場合には、特定貸付けが行われたものとみなして、改正後の租税特別措置法第７０条の４の２、第７０条の６の２又は第７０条の６の３の規定が適用されることに留意すること（所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）附則５１条第１０項及び第１５項）。

2 市町村長、農地中間管理機構、農業協同組合又は都道府県知事が行うべき証明等関係

(1) 第１の２の(1)のアの証明関係

この証明の申請に係る土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされている土地であるか否かを当該市町村整備計画書により確認するとともに、当該土地を開発して農地又は採草放牧地として贈与を受けた者の農業の用に供することが適当であるものと認められるか否かを確認の上、別紙様式 25 号「贈与税・相続税の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書」により証明を行うこと。

(2) 第１の２の(1)のイの証明関係

原則として、別紙様式 26 号「草地利用権の設定等に関する承認・裁定に係る

証明書」により証明を行うものとするが、旧農地法第 75 条の 2 第 5 項（同法第 75 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知書又は同法第 75 条の 6 第 1 項（同法第 75 条の 8 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の写しをもって代えることができるものであること。

(3) 第 1 の 2 の(1)のウの証明関係

別紙様式 27 号「草地利用権の設定等に係る証明書」により証明を行うこと。

(4) 第 1 の 2 の(1)のエの通知関係

ア 措置法第 70 条の 4 第 36 項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知った場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき、例えば、市町村長にあっては次の(カ)及び(キ)に掲げる行為(当該市町村が農地法第 4 条第 1 項に規定する指定市町村であるときは、(ア)、(カ)及び(キ)に係る行為、当該市町村が農振法第 15 条の 2 第 1 項に規定する指定市町村であるときは、(エ)、(カ)及び(キ)に係る行為)、都道府県知事にあっては次の(ア)から(オ)に掲げる行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

(ア) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可

(イ) 旧農地法第 75 条の 5 第 1 項又は第 75 条の 8 第 1 項の規定による裁定

(ウ) 機構法第 18 条第 8 項の規定による公告

(エ) 農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可

(オ) 土地改良法第 99 条第 1 項又は第 100 条第 1 項の規定による交換分合に係る交換分合計画の認可

(カ) 土地改良法第 100 条の 2 第 1 項又は農振法第 13 条の 2 第 1 項の規定による交換分合

(キ) 基盤強化法第 12 条第 1 項の規定による認定（同法第 14 条各項に規定する農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可があったものとみなされるものに限る。）

イ 農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から送付を受けた「贈与税の納税猶予の対象者等に関する通知書」により納税猶予の規定の適用を受ける者について、年次別（地方農政局長にあっては年次別及び都道府県別、都道府県知事にあっては年次別及び市町村別）に「納税猶予対象者名簿」を作成し保管するものとし、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から納税猶予に係る贈与税の額の全部について猶予期限が確定した旨の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式 11 号による索引簿を備え付けることが望ましい。

ウ 農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、それぞれアに掲げる行為をした場合には、イの名簿により当該行為に係る農地等の権利を有する者が納税猶予の規定の適用を受ける者であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける者であるときは、農村振興局長にあっては国税庁長官に、地方農政局長にあっては所轄国税局長に、沖縄総合事務局長にあっては沖縄国税事務所に、都道府県知事及び市町村長にあっては所轄税務署長に別紙様式 12 号「農地等の異動事実の通知書」により通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否か確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(ア) 農地法第 2 条第 2 項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

(イ) 水田の裏作の目的に供するために行う貸付け

(ウ) 措置令第 40 条の 6 第 9 項に掲げる施設又は宿舎の敷地にするために行う転用

(エ) 措置令第 40 条の 6 第 13 項に掲げる施設の用に供するために行う開発行為

(オ) 砂利採取のために行う一時転用

(カ) 権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以後の日に定められているもの

(キ) 経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による権利の設定に係る農地法第 3 条第 1 項の規定による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から他の農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又はしようとしているとき。

(ク) 措置法第 70 条の 4 第 8 項から第 14 項までに規定する借換特例に係るもの

(ケ) 営農困難時貸付け又は特定貸付けに係るもの

(5) 第 1 の 2 の (1) のオの認定関係

ア 別紙様式 28 号「農業に従事することができなくなる故障を有するに至った旨の認定書」により認定を行うこと。

イ 告示に定める障害又は事由に該当するか否かの判断については、医師の診断書、身体障害者手帳、入所している施設の長の証明書等、告示に定める障害又は事由に該当していることが客観的に確認できる書類により行うこと。

また、必要に応じ、本人若しくはその家族又は診断書を作成した医師等から事情を聴取する等、事実確認を行った上で、認定を行うこと。

ウ 告示の一に掲げる障害に該当するか否かの判断については、別添「障害に

係る認定基準」に留意して行うものとする。

エ 故障の認定に当たっては、告示に定める障害又は事由に関する事実関係のほか、本人及びその世帯員の生活の状況、農業経営の規模や営農類型、農業従事者の状況、農地の利用状況等も踏まえて判断すること。

オ 認定は、その認定の対象となる者が農業経営を行う主たる農地が所在する市町村長又は特別区の区長が行うこととする。なお、居住地とその農地とで所在する市町村又は特別区の区域が異なる場合には、その居住地の市町村長に当該者の生活状況等を照会するなどして認定を行うこと。

カ 市町村長は、農業委員会が保管している別紙様式 1 号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」の別表 2 及び当該様式の添付資料を確認するものとし、受贈者が贈与税の申告期限において既に告示に定める障害又は事由を有している場合には、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後に、その該当している障害の程度が重くなった場合又は告示に定める他の障害若しくは事由が新たに生じた場合を除き、認定を行わないこと

(6) 第 1 の 2 の (1) のカの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1 の (12) のアからエまでに準じて判断すること。

イ 農地中間管理機構は、措置法第 70 条の 4 第 1 項の適用を受ける受贈者から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 29 号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ 別紙様式 30 号「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第 40 条の 6 第 53 項。以下 (11) までは同じ。）

(7) 第 1 の 2 の (1) のキの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1 の (12) のアからエまでに準じて判断すること。

イ 農地中間管理機構は、措置法第 70 条の 4 第 1 項の適用を受ける受贈者から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 29 号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ 別紙様式第 31 号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（貸付）」により証明を行うこと。

(8) 第 1 の 2 の (1) のクの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1 の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ この証明を行うに当たっては、次により行うものとする。

(ア) 営農困難時貸付けを行った場合((イ)の場合を除く。)は、(6)のイ又は(7)のイの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後 1 年を経過していることを確認の上、別紙様式 32 号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書(1年)」により行う。

(イ) 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合は、(6)のイ又は(7)のイの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後 1 月を経過していることを確認の上、別紙様式 33 号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書(1月)」により行う。

(9) 第 1 の 2 の(1)のケの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1 の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ 別紙様式 34 号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(10) 第 1 の 2 の(1)のコの証明関係

ア 受贈者の行う貸付けが、措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1 の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ この証明を行うに当たっては、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである受贈者から(6)のイ又は(7)のイの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式 35 号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(11) 第 1 の 2 の(1)のサの証明関係

ア 受贈者の行う貸付けが、措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1 の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ 別紙様式 34 号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(12) 第 1 の 2 の(1)のシの証明関係

ア 受贈者の行った農地等の貸付けについて措置法第 70 条の 4 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けの特例が適用されるか否かは、1 の(15)のアに準じて判断すること(以下(13)までにおいて同じ。)

イ 農地中間管理機構は、措置法第 70 条の 4 第 1 項の適用を受ける受贈者から

特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 29 号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ 別紙様式 37 号「特定貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ 当該特定貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであり、かつ、農業委員会に農地法第 3 条第 1 項第 14 号の 2 の届出をすることにより貸付けが行われた場合には、この証明及び第 2 の 1 の(13)に定める農地法第 3 条届出受理通知書が必要となることに留意すること。

(13) 第 1 の 2 の(1)のスの証明関係

ア 農地中間管理機構は、措置法第 70 条の 4 第 1 項の適用を受ける受贈者から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 29 号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

イ 別紙様式 31 号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書(貸付)」により証明を行うこと。

(14) 第 1 の 2 の(1)のセの証明関係

この証明に行うに当たっては、新たな特定貸付けを行う見込みである受贈者から(12)のイ又は(13)のアの貸付申込書等の提出を受けていることを確認の上、別紙様式 39 号「特定貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(15) 第 1 の 2 の(1)のソの証明関係

ア 別紙様式 40 号「特例事業のために譲渡した旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の(1)のタに定める当該計画につき公告をした者(福島特措促進計画の場合は福島県知事)の証明が必要となることに留意すること。

(16) 第 1 の 2 の(1)のタの証明関係

別紙様式 41 号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書(譲渡)」により証明を行うこと。

(17) 第 1 の 2 の(1)のチの証明関係

別紙様式 42 号「特例農地等が農用地区域にある旨の証明書」により証明を行うこと。

(18) 第 1 の 2 の(1)のツ、テ及びトの証明関係

別紙様式 36 号「新たな農業経営改善計画・特定農用地利用規程の認定日等に関する証明書」により証明を行うこと。

(19) 第 1 の 2 の(2)のアの証明関係

(1)に準じて取り扱うこと。

(20) 第 1 の 2 の (2) の イ の 証明 関係

(2) に準じて取り扱うこと。

(21) 第 1 の 2 の (2) の ウ の 証明 関係

(3) に準じて取り扱うこと。

(22) 第 1 の 2 の (2) の エ の 通知 関係

ア (4) に準じて取り扱うこと。

イ 当該通知に係る事案が次のいずれかに該当する場合にも、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(ア) 認定都市農地貸付け等に係るもの

(イ) 措置令第 40 条の 7 の 4 第 10 項の規定により読み替えて適用する第 40 条の 7 第 8 項に掲げる施設若しくは宿舍又は市民農園整備促進法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する市民農園施設（同法第 9 条に規定する認定計画に記載されたものに限る。）の敷地にするために行う転用

(23) 第 1 の 2 の (2) の オ の 証明 関係

(5) に準じて取り扱うこと。

(24) 第 1 の 2 の (2) の カ の 証明 関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第 70 条の 6 第 28 項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1 の (30) のアからオまでに準じて判断すること（以下 (27) までにおいて同じ。）。

イ 農地中間管理機構は、措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用を受ける農業相続人から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 29 号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ この証明を行うに当たっては、次により行うものとする。

(ア) 営農困難時貸付けを行った場合（(イ) の場合を除く。）は、イの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後 1 年を経過していることを確認の上、別紙様式 32 号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書（1 年）」により行う。

(イ) 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合は、イの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後 1 月を経過していることを確認の上、別紙様式 33 号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書（1 月）」により行う。

エ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第 40 条の 7 第 57 項。以下 (27) までにおいて同じ。）

(25) 第 1 の 2 の (2) の キ の 証明 関係

この証明を行うに当たっては、別紙様式 34 号「営農困難時貸付農地等の存

する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(26) 第 1 の 2 の (2) の ク の 証明関係

ア 別紙様式 30 号「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 当該営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の (2) の ケ に定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(27) 第 1 の 2 の (2) の ケ の 証明関係

別紙様式第 31 号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書(貸付)」により証明を行うこと。

(28) 第 1 の 2 の (2) の コ の 証明関係

ア 農地中間管理機構は、措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用を受ける農業相続人から、耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 29 号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

イ この証明に行うに当たっては、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである農業相続人からアの貸付申込書等の提出を受けていることを確認の上、別紙様式 35 号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(29) 第 1 の 2 の (2) の サ の 証明関係

別紙様式 34 号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(30) 第 1 の 2 の (2) の シ の 証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けに該当するか否かは、1 の (33) の ア 及び イ に準じて判断すること（以下(31)までにおいて同じ。）。

イ 農地中間管理機構は、措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用を受ける農業相続人から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 29 号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ 別紙様式 37 号「特定貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

(31) 第 1 の 2 の (2) の ス の 証明関係

ア 農地中間管理機構は、措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用を受ける農業相続人から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 29 号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

イ 別紙様式 31 号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（貸付）」により証明を行うこと。

(32) 第 1 の 2 の (2) のセの書類関係

別紙様式 38 号「市街化区域内農地等の明細書」又はこれに準ずるものにより作成すること。

(33) 第 1 の 2 の (2) のソの証明関係

この証明に行うに当たっては、新たな特定貸付けを行う見込みである農業相続人から (30) のイ又は (31) のアの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式 39 号「特定貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(34) 第 1 の 2 の (2) のタの証明関係

ア 別紙様式 40 号「特例事業のために譲渡した旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の (2) のチに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(35) 第 1 の 2 の (2) のチの証明関係

別紙様式 41 号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（譲渡）」により証明を行うこと。

(36) 第 1 の 2 の (2) のツの証明関係

別紙様式 42 号「特例農地等が農用地区域にある旨の証明書」により証明を行うこと。

(37) 第 1 の 2 の (2) のテの証明関係

別紙様式 43 号「特例農地等が市街化区域内農地等である旨の証明書」により証明を行うこと。

(38) 第 1 の 2 の (2) のトの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、認定都市農地貸付け等に該当するか否かは、1 の (36) のアに準じて判断すること（以下 (39) までにおいて同じ。）。

イ 別紙様式 44 号「認定都市農地貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。また、証明を行うに当たっては、契約書の写し等により事実確認を行うこと。

ウ この証明を行うに当たっては、行った貸付けごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第 40 条の 7 の 4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項）。

エ 市町村長は、耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった貸付都市農地等について農業相続人から新たな認定都市農地貸付けの申込みがあった場

合には、別紙様式 46 号「貸付申込書（認定都市農地貸付け等）」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとし、提出された貸付申込書に収受印を押印したものを農業相続人の控えとして返却すること。

(39) 第 1 の 2 の (2) のナの証明関係

ア 別紙様式 45 号「農園用地貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。また、証明を行うに当たっては、契約書の写し等により事実確認を行うこととし、措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付けである場合には、同号ロに規定する貸付協定を当該貸付都市農地等の所在地の市町村と締結していることの確認を行うこと。

イ 農園用地貸付けが特定農地貸付法第 3 条第 3 項の規定による承認を受けたもの（都市農地貸借円滑化法第 11 条において準用する特定農地貸付法第 3 条第 3 項の規定による承認を受けたものを含む。）である場合には、この証明ではなく、第 1 の 1 の (2) のニに定める農業委員会の証明が必要となることに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、行った貸付けごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第 40 条の 7 の 4 第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項）。

エ 市町村長は、耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった貸付都市農地等について農業相続人から新たな農園用地貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 46 号「貸付申込書（認定都市農地貸付け等）」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとし、提出された貸付申込書に収受印を押印したものを農業相続人の控えとして返却すること。なお、当該農園用地貸付けが特定農地貸付法第 3 条第 3 項の規定による承認を受けようとするもの（都市農地貸借円滑化法第 11 条において準用する特定農地貸付法第 3 条第 3 項の規定による承認を受けようとするものを含む。）である場合には、この貸付申込書ではなく、第 2 の 1 の (36) のオに定める農業委員会への貸付申込書が必要となることに留意すること。

(40) 第 1 の 2 の (2) のニの書類関係

別紙様式 47 号「都市農地の貸付けの特例に係る市街化区域内農地等の明細書」又はこれに準ずるものにより作成すること。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 経営第 3258 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前のこの通知の規定に基づき、実施した証明事務等の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

（様式に関する経過措置）

- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

（贈与に伴う特定貸付けに関する経過措置）

- 4 所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。以下「令和４年改正措置法」という。）附則第５１条第１０項の規定により、この通知の施行日以後に旧租税特別措置法第７０条の４の２第１項の農地又は採草放牧地の全部又は一部が、基盤強化法等改正法附則第５条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられる場合に、新租税特別措置法第７０条の４の２第１項に規定する特定貸付けが行われたものとみなして、新租税特別措置法第７０条の４の２の規定の適用を受ける場合には、この通知による改正前の様式３１号、３７号及び３９号を取り繕って使用するものとする。

（相続に伴う特定貸付けに関する経過措置）

- 5 令和４年改正措置法附則第５１条第１５項の規定により、この通知の施行日以後に旧租税特別措置法第７０条の６の２第１項の農地又は採草放牧地の全部又は一部が、基盤強化法等改正法附則第５条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられる場合に、新租税特別措置法第７０条の６の２第１項に規定する特定貸付けが行われたものとみなして、新租税特別措置法第７０条の６の２の規定の適用を受ける場合には、この通知による改正前の様式３１号、３７号及び３９号を取り繕って使用するものとする。

（納税猶予分の贈与税額の全部について猶予に係る期限が確定する譲渡又は設定等からの除外に関する経過措置）

- 6 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和４年財務省令第２３号。以下「令和４年改正措置規則」という。）附則第１２条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第２３条の７第５項の規定の適用を受ける場合には、この通知による改正前の様式４０号、４１号を取り繕って使用するものとする。

（納税猶予分の相続税額の全部について猶予に係る期限が確定する譲渡又は設定等からの除外に関する経過措置）

- 7 令和 4 年改正措置規則附則第 12 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則の規定による旧規則第 23 条の 8 第 5 項の規定の適用を受ける場合には、この通知による改正前の様式 40 号、41 号を取り繕って使用するものとする。

(贈与に伴う営農困難時貸付けに関する経過措置)

- 8 令和 4 年改正措置法附則第 51 条第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における措置法第 70 条の 4 第 22 項から第 25 項までの規定の適用を受ける場合並びに令和 4 年改正措置規則附則第 12 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第 23 条の 7 第 35 項、第 37 項及び第 39 項の規定の適用を受ける場合には、その目的に応じてこの通知による改正前の様式 29 号、30 号、31 号、32 号、33 号、34 号又は 35 号を取り繕って使用するものとする。

(相続に伴う営農困難時貸付けに関する経過措置)

- 9 令和 4 年改正措置法附則第 51 条第 11 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における措置法第 70 条の 6 第 28 項から第 30 項までの規定の適用を受ける場合並びに令和 4 年改正措置規則附則第 12 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第 23 条の 8 第 28 項において準用する同規則第 23 条の 7 第 35 項、第 37 項及び第 39 項の規定の適用を受ける場合には、その目的に応じてこの通知による改正前の様式 29 号、30 号、31 号、32 号、33 号、34 号又は 35 号を取り繕って使用するものとする。

附 則 (令和 5 年 6 月 22 日付け 5 経営第 868 号)

この通知は、令和 5 年 6 月 22 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 25 日付け 6 経営第 3153 号)

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。